

平成21年 4月30日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2006～2008

課題番号：18730068

研究課題名（和文） 契約の改訂・調整プロセスにおける法規制の研究

研究課題名（英文） Adaptation of Contracts by the Courts under Changed Circumstances

研究代表者

吉政 知広 (YOSHIMASA TOMOHIRO)

名古屋大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70378511

研究成果の概要：本研究は、契約が締結された後に事情の変動が生じた場合において、裁判所による契約の改訂が、どのような正当化根拠に基づいて、どのような要件の下で認められるのか、という問題の解明を目指すものである。これまでに承認されてきた、「事情変更の原則」は、契約を当初の内容で維持することが信義則に反すると考えられる場合に、契約の内容を制限する法理として位置づけられてきた。このような理解に替えて、本研究では、ドイツ法、および、アメリカ法における議論の分析を踏まえて、当初の契約において引き受けられていないリスクが実現した場面における、契約当事者の自律的な規範形成を支援する制度として、「契約改訂規範」を位置づけるべきことを提唱した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,300,000	0	1,300,000
2007年度	1,200,000	0	1,200,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
総計	3,600,000	330,000	3,930,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民法

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本法において、契約締結後の事情変動を理由に契約の改訂を認める法理としては、「事情変更の原則」という法理が、判例・学説において一般的に承認されてきた。この法理は、契約を当初の内容で維持することが

信義側に反すると考えられる場合に、契約の内容を制限する、あるいは、契約に介入する法理として位置づけられてきた。

しかし、同法理は、その正当化根拠として、信義則を引き合いに出しているに過ぎない。契約法の領域においては、私的自治の原則が

妥当するはずであり、信義則というだけでは、介入を理論的に正当化するという観点からは、著しく不十分だと言わざるを得ない。また、その根拠が不明確であることの帰結として、同法理の要件・効果は不明確なままであった。

その結果、裁判実務においても、同法理は一般法理としては承認されているものの、その適用を認める裁判例は、一部の下級審判決を例外として、ほとんど見受けられないという状況にあった。

(2) このような停滞状況にもかかわらず、1990年代以降に日本社会が経験した急激な経済事情の変動は、契約締結後の事情変動に対する裁判所の対応がどのようなものであるべきか、という問題を改めてクローズアップさせることになった。様々な法的紛争が発生したが、とりわけ広い注目を集めたものとして、いわゆるサブリース契約をめぐる紛争をあげることができる。同契約をめぐる一連の最高裁判決、および、それを受けてなされた諸々の議論は、問題の重要性を再認識させるとともに、従来の事情変更法理が必ずしも十分な解決を提示しえていないことを示すものであったと考えられる。

また、理論的な観点からも、単発的な取引を念頭に置いて組み立てられていた伝統的な契約法理論に代えて、近時は、長期にわたる契約関係・継続的取引への法的介入のあり方について検討を進める研究が登場するに至っている。そこでは、制度派経済学の知見が導入されるなど、従来とは大きく異なる視点が示されている。このような問題提起を受けて、契約法理論をめぐる議論状況も、大きく流動化しているという状況にある。

(3) 以上のように、実務の要請、および、契約法理論の構築の両面から、新たな事情変更法理を構築することが、喫緊の課題として、契約法学に要請されている、という状況にあった。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、以上のような状況を踏まえて、契約締結後の事情変動という場面における、法的な規制のあり方を再検討するものである。具体的には、契約の締結後に事情変動が生じた場合において、裁判所による契約の改訂が、どのような正当化根拠に基づいて、どのような要件の下で認められるのか、という問題の解明を目的とする。

(2) この問題を検討するにあたって、次のような問題意識から分析を進めた。すなわち、これまでに承認されてきた「事情変更の原

則」という法理は、上述のとおり、当事者が締結した契約の内容を制限する、あるいは、契約に対して介入を行なう法理として位置づけられてきた。しかし、契約法の存在意義は、契約を締結する当事者に対して、自らの意思に基づいて権利義務関係を設定することを認める、という点に存在すると考えられる。そうであるならば、契約締結後の事情変動という問題局面においても、当事者の自律的な契約規範の設定・形成をなるべく尊重・支援する法理が模索されなければならないはずである。本研究では、以上のような理解に立ち、どのような法規制を行なうことが望ましいのかを明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

(1) すでに言及したように、日本法においては、事情変更法理、中でもとりわけ、裁判所による契約の改訂を正当化する根拠に関して、必ずしも十分な検討がなされてこなかったということができる。そこで、本研究では、契約締結後の事情変動に対応するための法理をめぐる議論の蓄積が見られる、ドイツ法、および、アメリカ法の議論を参照しつつ、研究を進めるという方法を採用した。

(2) いうまでもなく、各法体系において、事情変動に対応するために形成されてきた諸々の法理には、歴史的経緯などに応じて、様々な相違点が存在する。そこで、本研究では、ドイツ法、および、アメリカ法の分析を進めるにあたって、それぞれの法理の要件・効果だけに目を奪われるのではなく、上述の研究目的に照らして、私的自治の原則が妥当するはずの契約法の領域において、契約締結後の事情変動を理由として裁判所が契約の改訂を行なうことが、どのような根拠に基づいて正当化されているのか、という観点から分析を進める方法を採用した。

4. 研究成果

(1) 以上のような方法を用いて、ドイツ法、および、アメリカ法の研究を進めた結果、次のような成果を得ることができた。

(2) ドイツ法においては、契約締結後の事情変動を理由として、契約の改訂を認める法理として、行為基礎論が存在する。この法理は、学説の提言を受けて判例法を通じて形成されてきたものであるが、2002年の債務法の全面改正によって、ドイツ民法典新313条として、明文で定められるに至っている。

同条が制定されるまでの経緯を検討すると、通説的な理解は、当事者が設定した契約規範を、外在的な理念に基づいて制限・変更

する法理として行為基礎論を位置づけているということが出来る。このような理解からは、裁判所は、契約への介入を正当化する理念に照らして望ましいと考えられる内容に、契約を改訂すべきだという結論が導き出されることになる。

以上のような通説的理解に対して、近時、重要な問題提起を行なっているのが、再交渉義務をめぐる議論である。再交渉義務を支持する論者たちは、裁判所が契約当事者の有する多様な利益をくみ取り、適切な形で契約の改訂を行なうことができるとは限らないこと、むしろ、当事者が自らの手で新たな契約関係を形成していくことが望ましいことを指摘している。このような観点から、事情の変動に直面した契約当事者に対して、新たな契約内容の形成へ向けて再交渉を行なう義務を課し、当事者による自主的な契約改訂を支援すべきだという提言がなされている。もっとも、このような主張を行なう論者も、再交渉義務を課すことによって、契約の改訂を命じる実体的な規範が不必要になると考えているわけではない。むしろ、契約の改訂が認められるべき場面を画定し、当事者の機会主義的な行動を抑止するという観点、および、再交渉における当事者の交渉力の格差を是正するという観点から、適切な再交渉のためには、実体的な規範が不可欠であると考えられている。

(3) アメリカ法においては、契約締結後の事情変動を理由として債務者の免責を認める法理として、実行困難性の法理などが存在する。様々な観点から、同法理の正当化を試みようとする議論が存在する。中でも有力な議論として、当事者が当初の契約において合意していないリスクが実現した場合に、裁判所が契約を補充するものとして、同法理を位置づけようとする主張がなされている。

このような主張に対して、近時は、裁判所が契約に介入を行なうこと全般に対して批判的な見解も主張されている。この見解は、実行困難性の法理について適切な判断を行なうためには様々な情報が必要となること、そのような情報の多くは観察・検証不可能なものであり、裁判所は利用することができないことに着目する。そのため、裁判所としては、契約を文言どおりに形式的に強制するという、消極的な対応をとるほうが望ましいと考えるわけである。

しかし、裁判所、および、契約当事者の能力に着目する論者が全てこのように考えているわけではない。すなわち、裁判所の能力が完全ではないとしても、一定の事情変動が生じた時点において、当事者が新たな契約関係の形成を行なうことを可能にするという観点から、実行困難性の法理は有意義なもの

でありうるという主張もなされている。

(4) 以上のような、ドイツ法、および、アメリカ法における議論を踏まえて、本研究では、日本法において、次のような契約改訂規範が採用されるべきことを提唱した。

まず、契約制度の意義が、私人に対して、自らの意思に基づいて規範を設定する権限を与える点に存在する以上、契約締結後の事情変動という問題局面においても、当事者が設定した契約規範を尊重し、さらに、当事者自身が契約規範を形成していくことを支援する法理が模索されるべきだと考えられる。そうであるならば、裁判所による契約改訂の正当化根拠としても、外在的原理に基づいて契約規範を制限するという観点ではなく、当事者が契約においてどのようなリスク配分を行なっているのかを探求・確定し、引き受けられていなかったリスクが実現した場合においても、当事者の自律的な解決を可能な限り尊重・支援していくという観点が採用されるべきであろう。

以上のような理解に立つならば、裁判所による契約に対する介入が問題となるのは、当事者が当初の契約において引き受けられていなかったリスクが実現した場合だということになる。その際には、アメリカにおいて主張されていたように、当事者が自らの手で新たな契約関係の形成を行なうべきであって、裁判所が介入を行なうべきではないと考える余地もある。しかし、ドイツの再交渉義務をめぐる議論が示すように、当事者の再交渉が有効に機能するには、機会主義的行動を遮断する、あるいは、当事者の交渉力の格差を是正するといった観点から、実体的規範による介入が要請される。また、契約当事者としても、当初の契約において引き受けられていないリスクが実現した場合、当該リスクが実現した時点において、新たな契約関係を形成していくことを期待することが少なくないように思われる。このような当事者に対して法律が支援を与えること、言い換えるならば、そのような支援を伴ったものとして契約制度を構想するということは、先ほど言及した契約制度の意義からして、十分に正当化が可能であると考えられる。契約改訂規範の具体的な内容としては、当事者の一方が、取引特殊的な投資などの存在によって、再交渉において不利な地位に立つといった場合に、そのような当事者に対して、当事者間に格差が存在しなければ締結されるであろう内容に契約を改訂する権限を与えるという可能性が考えられる。

(5) 以上の研究成果は、下記 5 に掲げた諸論文において公表しつつある。また、第 71 回私法学会（2007 年 10 月 7 日）において、

本研究の成果を踏まえた報告（単独）を行なった。

(6) 今後研究が進められるべき課題としては、実際に契約の改訂を行なうにあたって、どのような手続を整備すべきなのか、という問題がある。すなわち、契約の改訂をめぐる紛争は非訟事件として処理すべきなのか、あるいは、訴訟手続によるか、とすると、裁判所はどのような判決を下すべきなのか、といった問題について明らかにしなければならない。これらの問題に関する検討と、本研究の成果を組み合わせることによって、裁判所による一定の介入・支援の下で当事者が自律的な規範形成を行なっていくという、契約の改訂プロセスの全体像が明らかになると期待される。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 5 件）

① 吉政知広「賃料自動改定特約のある建物の賃料減額請求の当否等の判断方法（判批：最判平成 20 年 2 月 29 日）」ジュリスト 1376 号（平成 20 年度重要判例解説）掲載決定済み、2009 年、査読無

② 吉政知広「ウィーン売買条約（CISG）と履行請求権の限界——ドイツ国内法との交

錯」名古屋大学法政論集 227 号 447 - 473 頁、2008 年、査読無

③ 吉政知広「契約改訂規範の構造」私法 70 号 138 - 144 頁、2008 年、査読有

④ 吉政知広「契約改訂規範の構造（2）——契約改訂プロセスにおける法の介入と支援」名古屋大学法政論集 221 号 195 - 229 頁、2008 年、査読無

⑤ 吉政知広「契約改訂規範の構造（1）——契約改訂プロセスにおける法の介入と支援」名古屋大学法政論集 216 号 29 - 65 頁、2007 年、査読無

〔学会発表〕（計 1 件）

① 吉政知広、契約改訂規範の構造、第 71 回日本私法学会、2007 年 10 月 7 日、専修大学法学部

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉政 知広 (YOSHIMASA TOMOHIRO)
名古屋大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70378511